

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆さまとの協働を通じて、企業価値の持続的な向上、最大化を実現することが、コーポレートガバナンスの目的と考えております。

当社は、この基本的な考えの下、以下の方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

<基本方針>

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性の確保に努めます。
2. 当社は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などの様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 当社は、適切な情報開示を通じ、経営の透明性の向上に努めます。
4. 当社は、監査役会設置会社として、独立社外取締役を含む取締役会と監査役会のそれぞれが適切に役割・責務を果たすことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能の発揮に努めます。
5. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行うよう努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境づくり】

当社は、議決権の行使状況、株主構成における海外投資家の比率、費用対効果等を総合的に判断し、現時点では議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳は行っておりません。今後、状況等を踏まえ、必要に応じて検討いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は現在、政策保有を目的とした上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合、並びに主要株主等の関連当事者との取引のうち通例的でない取引を行う場合は、取締役会による承認を要することとしております。

関連当事者との取引内容は、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページにおいて、企業理念、企業ビジョン、経営戦略、中期経営計画について開示しておりますので、ご参照ください。

<企業理念・企業ビジョン>

[http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile\\_022.html](http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile_022.html)

<経営戦略・中期経営計画>

[http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile\\_02.html](http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile_02.html)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書【1.1.基本的な考え方】をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続  
(方針)

業務執行取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬と中長期的な業績を反映する株式報酬で構成しております。株式報酬として支給した額は、その全額を当社役員持株会を通じた自社株式の購入に充当し、当該株式は在任期間中保有することとしております。

また、非業務執行取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

(手続)

当社は、取締役の報酬について、株主総会の決議により、報酬総額の限度額を決定しております。

取締役及び執行役員の個別の報酬の額は、取締役会の委任により、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続  
(方針)

取締役候補及び監査役候補の指名並びに執行役員の選任は、当社が企業理念として目指すところを深く理解し、役員としてふさわしい人格・識見を備え、当社の企業価値の向上に貢献することが期待できる人物であることを方針としております。

また、社外取締役候補及び社外監査役候補については、経営、法律、会計等の分野での経験、知見を有していること、社外役員に求められる役割・責務を認識し、適切な意見、助言を行えることを前提としております。

(手続)

当社は、取締役候補の指名並びに執行役員の選任を行うに当たっては、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、その答申を踏まえ、取締役会において決定しております。また、監査役候補の指名については、指名報酬委員会で審議を行った後、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。

**(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の理由**

当社は、株主総会招集通知において取締役候補及び監査役候補の個々の指名理由を記載しております。

**【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】**

当社は、取締役会の審議する事項について、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規則」で定めております。

また、その他の業務執行については、「組織運営管理・職務権限規程」「稟議規程」等の社内規程において、職務及び権限を定めております。

**【原則4-9 独立社外役員の独立性判断基準】**

当社が定める社外役員の独立性判断基準については、本報告書【2.1.機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】その他独立役員に関する事項】をご参照ください。

**【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】**

当社は、取締役会がその役割、責務を実効的に果たすために、取締役会の全体として、知識、経験及び能力のバランスと多様性が確保できるよう努めております。なお、審議の活性化と迅速な意思決定の観点から、定款において取締役会の員数を10名以内と定めております。

また、取締役会による監督機能の強化及び経営の透明性向上の観点から、2名以上を独立社外取締役として選任することとしております。

**【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】**

社外取締役及び社外監査役の他の上場会社の役員等の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示しております。

社外取締役以外の取締役については、他の上場会社の役員等の兼任はありません。

**【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要】**

当社は、取締役会全体の実効性について取締役、監査役全員にアンケートを行い、その回答をもとに、独立社外取締役を委員長とするガバナンス委員会において取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。

直近では平成29年4月に実施し、取締役会が有効に機能し実効性が確保されていることを確認しております。

**【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】**

当社は、取締役及び監査役に対し、その役割・責務を適切に果たす上で必要となる情報や知識を提供するために、外部研修を含む定期的な役員向け研修等を実施しております。

**【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】**

株主等との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

1. 株主等との対話全般は、代表取締役社長及び経営企画部担当役員が統括しております。
2. 株主等との対話の補佐は経営企画部が担当し、定期的なミーティング等により社内関係部署との連携を密に行っております。
3. 年2回の機関投資家・アナリスト向け決算説明会の開催、継続的な投資家向けIRホームページの充実等により、株主等との対話の充実を図っております。
4. 対話において把握された株主等の意見・懸念等は、定期的に経営陣幹部及び取締役会に報告し、情報の共有・活用を図っております。
5. 対話に際してのインサイダー情報の管理は、内部情報管理に関する社内規程及びディスクロージャーポリシーに従い、適切に行っております。

**2. 資本構成**

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

**【大株主の状況】** 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	27,788,000	35.03
伊藤忠商事株式会社	21,130,000	26.64
株式会社ファミリーマート	11,739,000	14.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,646,100	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,242,700	1.57
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	1,118,200	1.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	422,000	0.53
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	406,309	0.51
JP MORGAN CHASE BANK 385640	368,465	0.46
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	360,000	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
長谷 一雄	弁護士														
加藤 修一	他の会社の出身者							○	○						
玉巻 裕章	他の会社の出身者					○		○	△						
横山 友之	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷 一雄	○	弁護士	長谷一雄氏は、弁護士として企業法務に精通し、その実績・見識について高く評価されており、また、平成23年より当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。 また同氏は取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として選任しております。

加藤 修一		加藤修一氏は、当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社の金融・保険部門長を兼務しております。 その他に、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	加藤修一氏は、伊藤忠商事株式会社において金融部門等に従事され、その実績・見識について高く評価されております。また、平成26年より当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。
玉巻 裕章		玉巻裕章氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ファミリーマートの取締役常務執行役員新規事業開発本部長を兼務しております。 同社と当社は、顧客に対するクレジットカード事業等を共同で行っております。 また、同氏は当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。 その他に、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	玉巻裕章氏は、伊藤忠商事株式会社及び株式会社ファミリーマートにおいて要職を歴任され、その実績・見識について高く評価されております。また、平成27年より当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。
横山 友之	○	公認会計士	横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有しており、また、平成23年より当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。 また同氏は取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役及び執行役員の人事及び報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門である監査部及び全社のコンプライアンス体制を管理・統括するコンプライアンス室等からの報告に加え、必要に応じて、会計監査人との相互の意見・情報交換を行なうなどの連携を図り、厳正な監査を行っております。また内部監査は独立組織である監査部が行っており、当社の組織運営並びに業務活動について内部統制、リスク管理等の視点から監査を実施しております。監査役との連携につきましては、毎月1回の定期報告及び必要に応じて適宜情報交換・意見交換を実施しており、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野 秀一	他の会社の出身者							△		△				
山下 泰子	公認会計士													
木島 賢一	他の会社の出身者									○	○			
齋藤 泰壽	他の会社の出身者							○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 秀一		佐野秀一氏は、当社のその他の関係会社である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。 当社は同行から金銭の借入を行っております。 その他に、同氏と当社間に特別な利害関係はありません。	佐野秀一氏は、株式会社三井住友銀行等における投資銀行関連業務の職務経験により、財務・会計に関する適切な知見を有しており、その豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。
山下 泰子	○	公認会計士 司法書士	山下泰子氏は、公認会計士・司法書士としての職務経験により、財務・会計に関する適切な知見を有しており、その幅広い見識等を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。 また同氏は取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として選任しております。
木島 賢一		木島賢一氏は、当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社の情報・金融カンパニーCFOを兼務しております。 その他に、同氏と当社間に特別な利害関係はありません。	木島賢一氏は、伊藤忠グループにおける経理部門等での職務経験により、財務・会計に関する適切な知見を有しており、その豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。
齋藤 泰壽		齋藤泰壽氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ファミリーマートの上席執行役員特命事項担当を兼務しております。 同社と当社は、顧客に対するクレジットカード事業等を共同で行っております。 その他に、同氏と当社間に特別な利害関係はありません。	齋藤泰壽氏は、株式会社ファミリーマートにおける監査役としての職務経験等により、財務・会計に関する適切な知見を有しており、また総合小売事業及びコンビニエンスストア事業における豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映していただけるものと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社における社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は以下の通りです。

### 【ポケットカード株式会社独立性判断基準】

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立性を有すると判断するためには、現在又は最近※1において、以下の要件の全てに該当しないことを必要とする。

1. 当社を主要な取引先とする者※2。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又は重要な子会社の業務執行者
2. 当社の主要な取引先※3。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又は重要な子会社の業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額※4の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。それらの者が会社等の法人である場合は、当該法人に所属する者
4. 当社の主要株主※5。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又は重要な子会社の業務執行者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又は重要な子会社の業務執行者
6. 当社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
7. 上記1～6に該当する者(重要※6でない者を除く。)の近親者※7
8. その他、上記各号に該当しないが、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがあると実質的に判断される者

※1 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役又は社外監査役を選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれる。

※2 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該者の連結売上高に占める当社と当該者との取引による売上高の割合が2%を超える者をいう。

※3 「当社の主要な取引先」とは、当社と当該取引先との取引による当社の営業収益の当社の営業収益全体に占める割合が2%を超える者をいう。

※4 「多額」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人の場合は当該法人の連結売上高の2%以上をいう。

※5 「主要株主」とは、当社議決権の10%以上を保有している株主をいう。

※6 「重要」な者とは、取引先の役員・部長クラス、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

※7 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

また、当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬と中長期的な業績を反映する株式報酬で構成しております。株式報酬として支給した額については、その全額を当社役員持株会を通じた自社株式の購入に充当し、当該株式は在任期間中保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年2月期 取締役及び監査役の報酬

区分	支給人数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8(4)	118(21)
監査役		

(うち社外監査役)	6(6)	28(28)
合計	14	147

(注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末日の役員数は、取締役8名、監査役4名、合計12名であります。上記の監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成28年5月27日に退任した監査役2名が含まれているためであります。

3. 取締役の報酬限度額は、平成7年5月24日開催の定時株主総会において年額200百万円と決議いたしました。

4. 監査役の報酬限度額は、平成14年5月21日開催の定時株主総会において年額45百万円と決議いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項については、取締役会の委任により、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、決定しております。

また各取締役の報酬の額は、会社の業績、業績に対する貢献度、社員給与とのバランス及び公表されている他社での役員報酬の水準等を踏まえた総合的な評価により、決定しております。監査役の報酬等については、監査役会での協議の上、決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、経営企画部が業務執行のサポートを行っております。また監査役に対しては、補助使用人(専任者)1名を配置しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む8名により構成されており、毎月1回定期的にまた必要に応じて臨時に開催しており、経営上の重要事項について審議、決定しております。

### 2. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、公正性、透明性の確保に留意しております。監査役会は社外監査役4名で構成されており、監査の方針、計画及び実施状況等を審議、決定しております。

監査役は、取締役会等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門である監査部及び全社のコンプライアンス体制を管理・統括するコンプライアンス室等からの報告に加え、必要に応じて、会計監査人との相互の意見・情報交換を行なうなどの連携を図り、厳正な監査を行っております。

### 3. 執行役員会

執行役員会は、常勤の取締役及び執行役員によって構成されており、取締役会の機能を補完するため、取締役会付議案件の事前協議や取締役会からの指示事項についてのフォローを行っております。

### 4. リスク管理体制

当社は、全社的なリスク管理体制に関する規程として「リスク管理規程」を定めており、当社を取り巻く様々なリスクに対し適切な管理・運営の実現を目指しております。リスク管理に関する体制といたしましては、取締役会が長期的な事業運営の観点からリスク管理全般の方針を定めると共に、リスクマネジメントに係わる基本方針の制定等を行なう機関として、全執行役員からなるリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント体制全体の状況のチェックを行っております。また、リスク管理に関する専任部署としてリスク管理部を設置し、全社的なリスク管理方針の立案、総合的なリスクの運営・管理に関する全社横断的な調整等を行なうと共に、各部ごとにリスク管理責任者・リスク管理担当者を任命し、リスクの正確な把握及び適切なコントロールを実施しております。

### 5. コンプライアンス体制

取締役会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関と定め、基本方針及び遵守基準の策定及び見直し等を行うとともに、全執行役員からなるコンプライアンス委員会によりコンプライアンス体制全体の運営状況のチェックを行っております。また、業務全般におけるコンプライアンス状況のチェック、従業員に対する教育・啓蒙活動につきましては、専任部署であるコンプライアンス室を中心に、各部ごとにコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを任命し、定期的な報告・研修を実施しており、コンプライアンス体制の強化に努めております。

### 6. 内部監査

内部監査は社長直轄の監査部が行っており、当社の組織運営並びに業務活動について内部統制、リスク管理等の視点から監査を実施しております。また、毎月1回、監査役への定期報告及び必要に応じて適宜情報交換・意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

### 7. 会計監査の状況

会計監査人につきましては有責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士の氏名等につきましては、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 飯野 健一	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 山田 円	有限責任監査法人トーマツ

### 8. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役及び会計監査人との間の責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づき賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める限度額としております。

なお、当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人と締結しておりません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立社外取締役を含む取締役会と監査役会のそれぞれが適切に役割・責務を果たすことにより、客観性、中立性を確保し、経営の監視機能を十分果たすことができると判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

また、経営の透明性・公正性の向上を目的に、独立社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、さらなるコーポレートガバナンス体制の充実に努めております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年5月26日(金)開催
その他	招集通知発送日以前に、当社ホームページ上(URL: <a href="http://www.pocketcard.co.jp/ir">http://www.pocketcard.co.jp/ir</a> )に招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上(URL: <a href="http://www.pocketcard.co.jp/ir">http://www.pocketcard.co.jp/ir</a> )に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の発表後、定期的にあナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関する情報につきましては、投資家向けホームページ(URL: <a href="http://www.pocketcard.co.jp/ir">http://www.pocketcard.co.jp/ir</a> )を作成し、経営方針、適時開示資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR担当TEL03-5441-3450 FAX03-5441-1231 E-mail:koho@pocketcard.co.jp	
その他	国内・海外の投資家、証券アナリストとのIRミーティングを実施しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、カード素材に原材料を焼却してもダイオキシンが発生しないPET-G素材の採用やオンライン明細一件あたり5円を認定NPO団体FoE Japanの実施するマングローブ再生プロジェクトへ寄付する植林活動への取組み、カードポイントの慈善団体への寄付プログラム、クールビズ・ウォームビズの実施、ゴミの分別ならびにリサイクルの推進など各種CSR活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、ステークホルダーに対する適時適切な情報提供を心掛けております。当該方針につきましては、当社ホームページ上(URL: <a href="http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile_06.html">http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile_06.html</a> )に掲載しております。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行の法令・定款適合性確保
  - a 取締役会を定期的に開催し、社外取締役を選任する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な態勢を構築する。
  - b 法的リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべき法令違反リスクとして、個人情報保護法、割賦販売法、貸金業法、金融商品取引法、保険業法、銀行法等を把握している。
  - c コンプライアンス室管掌役員を統括責任者として定め、コンプライアンス室を事務局として全社的な法令等の遵守に関する管理及び統括を行う。加えて、各部室にコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを置いて管理を行う。また、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスの重要な事案を審議し、善後策、再発防止策を講じるとともに、重大な影響を与える事案については、取締役会での報告を行う。
  - d コンプライアンス室は、各部室からのコンプライアンス定例報告や月2回コンプライアンスデー（コンプライアンス研修）の制度化を行い、また、半期に1回営業会議や業務グループ会議等に出席し、教育・研修を行う。
  - e 従業員からのコンプライアンス相談窓口として、コンプライアンスホットラインを設置する。
  - f 社内規程等（ポリシー、基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル）を整備する。
  - g 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則等との適合性を確保するため、内部統制室を配置する。
  - h 貸金業法については、法令及び日本貸金業協会の定める自主規制基本規則等との適合性を確保するため、リスク管理部がモニタリング・検証を行い、監査部が監査を行う。
  - i 割賦販売法については、法令及び日本クレジット協会の定める自主規制規則等との適合性を確保するため、リスク管理部がモニタリング・検証を行い、監査部が監査を行う。
  - j 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理
  - a 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書について、保存・管理を行う。
  - b 総務部管掌役員を統括責任者とし、総務部を事務局部室として、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程等に従い、保存・管理する。
  - c 文書名・保存年限・保存部室・担当者を記した明細を作成し、保存・管理責任の所在を明確化し、連番管理・台帳管理を行う。
  - d 取締役・監査役は、保存管理された情報を文書管理規程に従い、常時閲覧することができる。
  - e 保存すべき文書については、保存方法や台帳管理手法に関し、マニュアル化を行い、可視化する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべきリスクとして、戦略リスク、財務リスク、災害リスク、コンプライアンスリスク、業務リスク、システムリスクを把握する。
  - b リスク管理部管掌役員を統括責任者とし、事務局部室としてリスク管理部を設置し、リスクの評価と対応を行い、全社的なリスク状況の把握を行う。
  - c リスク管理規程に従い、リスクごとに、責任部室を明確化し、リスクコントロール及びリスクヘッジ体制を整備する。
  - d 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
  - e 社内規程等（基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル）を整備する。
  - f 大規模災害を想定した対応として、防災対策の拡充を図る。
4. 取締役の職務執行の効率性の確保
  - a 取締役会は、会議を開催して、事業年度ごとに中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期の業績目標・設備投資・新規事業・人的配分を決定する。
  - b 代表取締役は、執行役員制度に基づき、執行役員の職務の執行の効率性を月度で開催する執行役員会を通じ、レビューを行い、その結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
  - c 取締役会は、会議を開催して、月次の業績に対し、コンピューターシステムを活用したデータ化された結果のレビューを定期的に行い、目標に対する評価・分析を行う。また、必要に応じて目標の修正を行う。
  - d 月次の業績に基づき、目標の修正等がなされた場合は、金融商品取引法及び金融商品取引所の開示基準に従い、IR担当部室を通じて、迅速かつ正確なディスクロージャーを行う。
5. 企業集団の業務の適正確保
  - a 業績・経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、適時適正な報告を関係会社に行う。
  - b 情報の保存・管理、リスク管理、コンプライアンス体制について、個社ごとに管理をするが、関係会社への報告を行い、必要に応じ、情報交換を行う。
  - c 関係会社と関係会社以外の株主の利益が相反するおそれのある取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず、取締役会で意思決定を行う。また、その決定の公正性を客観的に担保するため、関係会社から独立した社外取締役または社外監査役を、最低1名選任する。
  - d 子会社の管理は、関係会社管理規程に基づき行うものとし、定期的に報告を受ける。また、必要に応じて、モニタリングを実施する。
  - e 当社監査役及び監査部は、必要に応じて子会社の監査役並びに監査部室とリスク管理、コンプライアンスについて協議を行い、それに基づき内部管理体制全般のモニタリングを行う。
6. 監査役の補助使用人  
監査役の職務を補助する使用人を置く。
7. 監査役の補助使用人の独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保
  - a 監査役の補助使用人の人事評価・異動は、監査役会の承認を得るものとする。
  - b 取締役及び使用人は、監査役の補助使用人が監査役の指示の下に行った業務により、当該使用人に対し不利な取扱いをしない。
  - c 監査役の補助使用人は、他部室との兼任を禁止する。
  - d 監査役の補助使用人は、監査役の指示に基づき監査役の職務執行の補助を行う。
8. 取締役及び使用人の監査役への報告並びに報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a 監査役は、経営及び事業遂行に関する事項について、月例で経営企画部から報告を受ける。

- b 監査役は、コンプライアンス室が各部室から報告を受けた事案を月例で報告を受ける。
  - c 監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、会社の経営等に重大な影響のある事実、コンプライアンス室が報告を受けた事案で社長に報告する等特に重大な事案、内部通報の受付事案について随時報告を受ける。
  - d 取締役及び使用人は、監査役に報告を行った者に対し不利な取扱いをしない。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の請求に係る方針
- 取締役及び使用人は、監査役が職務の執行のために生じる費用等の請求を行った場合は、所定の手続に従いこれに応じる。
10. その他監査の実効性確保
- a 監査役は、重要な業務執行に関わる会議への出席及び意見陳述の権限を有する。
  - b 監査役は、取締役及び使用人に対する調査(会社の業務及び財産の状況等の調査)の権限を有する。
  - c 監査役は、コンプライアンス室・監査部との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを推進していくことは、企業の社会的責任を果たす観点からも必要かつ重要なことであると考えております。

この基本的な考えのもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め社内外に宣言するとともに、当社における反社会的勢力排除並びに関係遮断に向けた対応を統括する部署を総務部と定め、適宜適切な対応を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

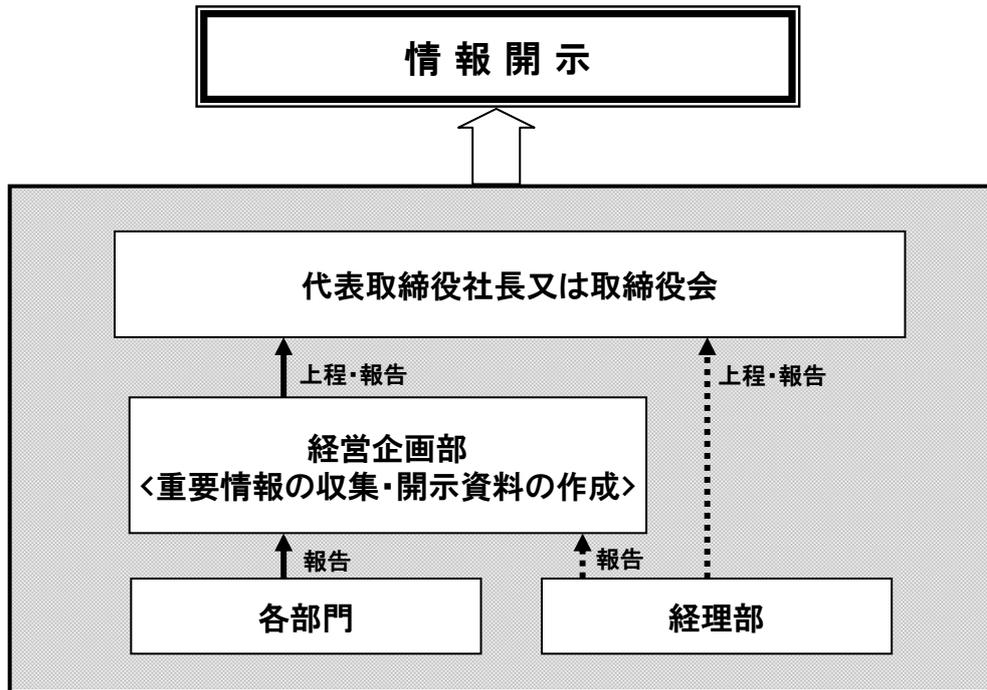
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【付表：重要な会社情報の開示に係る社内体制概要図】



↑ 重要情報(決算情報以外)の流れ

⋮ 決算情報の流れ